

## 令和6年村上市議会第3回臨時会会議録（第1号）

### ○議事日程 第1号

令和6年7月16日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 報第13号 専決処分の報告について
  - 第 5 議第70号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第4号）
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 諸般の報告
  - 日程第 4 報第13号 専決処分の報告について
  - 日程第 5 議第70号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第4号）
  - 追加日程第1 議員発議第11号 姫路敏議員に対する辞職勧告決議
- 

### ○出席議員（20名）

|      |   |   |   |   |   |      |     |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|------|-----|---|---|---|---|---|
| 1 番  | 魚 | 野 | ル | ミ | 君 | 2 番  | 佐   | 藤 | 憲 | 昭 | 君 |   |
| 3 番  | 野 | 村 | 美 | 佐 | 子 | 君    | 4 番 | 富 | 樫 | 光 | 七 | 君 |
| 5 番  | 上 | 村 | 正 | 朗 | 君 | 6 番  | 菅   | 井 | 晋 | 一 | 君 |   |
| 7 番  | 富 | 樫 | 雅 | 男 | 君 | 8 番  | 高   | 田 |   | 晃 | 君 |   |
| 9 番  | 小 | 杉 | 武 | 仁 | 君 | 10 番 | 河   | 村 | 幸 | 雄 | 君 |   |
| 11 番 | 渡 | 辺 |   | 昌 | 君 | 12 番 | 尾   | 形 | 修 | 平 | 君 |   |
| 13 番 | 鈴 | 木 | 一 | 之 | 君 | 14 番 | 鈴   | 木 | い | せ | 子 | 君 |
| 15 番 | 川 | 村 | 敏 | 晴 | 君 | 16 番 | 姫   | 路 |   | 敏 | 君 |   |
| 17 番 | 長 | 谷 | 川 | 孝 | 君 | 18 番 | 大   | 滝 | 国 | 吉 | 君 |   |
| 19 番 | 山 | 田 |   | 勉 | 君 | 20 番 | 三   | 田 | 敏 | 秋 | 君 |   |

### ○欠席議員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により出席した者

|        |    |    |   |
|--------|----|----|---|
| 市長     | 高橋 | 邦芳 | 君 |
| 副市長    | 大滝 | 敏友 | 君 |
| 教育政策課長 | 遠藤 | 光賀 | 君 |
| 総務課長   | 須谷 | 俊部 | 君 |
| 財政課長   | 榎本 | 治本 | 君 |
| 企画戦略課長 | 山田 | 美和 | 君 |
| 税務課長   | 永田 |    | 君 |
| 市民課長   | 小川 | 一幸 | 君 |
| 環境課長   | 阿部 | 正昭 | 君 |
| 保健医療課長 | 押切 | 和美 | 君 |
| 介護高齢課長 | 志田 | 淳一 | 君 |
| 福祉課長   | 太田 | 秀哉 | 君 |
| こども課長  | 山田 | 昌実 | 君 |
| 農林水産課長 | 小川 | 良和 | 君 |
| 地域経済課長 | 富樫 | 充  | 君 |
| 観光課長   | 田中 | 章穂 | 君 |
| 建設課長   | 須貝 | 民雄 | 君 |
| 都市計画課長 | 大西 |    | 君 |
| 上下水道課長 | 稲垣 | 秀和 | 君 |
| 会計管理者  | 大滝 | 豊  | 君 |
| 農業委員会  | 高橋 | 大  | 君 |
| 農務局    |    |    |   |
| 選管・監査長 | 木村 | 俊彦 | 君 |
| 消防課長   | 田中 | 一栄 | 君 |
| 学校教育課長 | 小平 | 智祐 | 君 |
| 生涯学習課長 | 平山 | 智枝 | 君 |
| 荒川支所長  | 瀬田 | 子豪 | 君 |
| 神林支所長  | 朝賀 | 幸  | 君 |
| 朝日支所長  | 山嵐 | くみ | 君 |
| 山北支所長  | 大滝 |    |   |

○事務局職員出席者

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 内 山 治 夫 |
| 事 務 局 次 長 | 鈴 木 渉   |
| 書 記       | 中 山 航   |

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和6年第3回臨時会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、7番、富樫雅男君、17番、長谷川孝君を指名いたします。御了承を願います。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る7月9日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいた結果、本日1日間としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定をいたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、7月3日及び7月9日から11日まで続いた大雨に関する被害につきまして御報告を申し上げます。令和6年7月3日の大雨により神林地域の小岩内地内、居浦の災害復旧箇所から雨により流れた土砂が水路に流入し、集落に設置された洗い場に流れ込む被害があり、翌日4日に土砂の除去をいたしたところであります。

また、7月8日未明から降り始めた降雨により、市内全域において連続雨量が増大するなど、再び大雨による影響が懸念されたところでありますが、その後降雨については小康状態となったところであります。しかしながら、7月9日早朝には再び強い雨となり、同日午前7時21分には大雨警報が発表されましたが、同日午後2時52分に警報が解除され、危険な状況は一時回避されました。

その後、7月10日午後10時6分に再び大雨警報、午後10時30分には土砂災害警戒情報、午後11時3分には洪水警報が発表されるといった予断を許さない状況を繰り返すといった気象状況でありました。断続的に続く雨に対し、本市といたしましても、注意配備監視体制を取り、気象状況の監視と情報収集を行っていたところでありますが、7月10日から翌11日未明にかけての新潟气象台による大雨警報、土砂災害警戒情報、洪水警報については、今後改善方向にあるとの情報提供を受けていたところでありまして、7月11日午前7時32分にはこれら全ての警報が解除されたところであります。一連の大雨により、神林地域の市道川部15号線や市道南大平9号線の路肩の一部が崩落したほか、市内の道路や民地の冠水など、7月12日現在、合わせて11件の被害を確認したところであります。被災箇所につきましては、詳細な調査を行った後、必要な処置を講じ、復旧を行ってまいります。

次に、消防資機材の盗難につきまして御報告申し上げます。昨年9月、山北地域を中心に消防用ホース格納箱から消火用ノズル筒先がなくなっていることが判明し、警察に届出をして、現在も捜査中となっておりますが、本年令和6年6月29日に神林地域のホース格納箱より消火用ノズルがなくなっていると住民から連絡を受け、調査をいたしたところ、7月9日現在、山北地域で50本、朝日地域で34本、神林地域で66本、荒川地域で31本、村上地域で26本、合計207本がなくなっていることが判明したため、村上警察署に被害の届けをいたしたところであります。ホース格納箱は、火災の初期消火に使用されるため施錠していないことから、消防防災無線や告知端末、SNSなどにより注意喚起を行っているところでありまして、消防団に対しましても、見回りの強化をお願いしているところであります。代替の消防用ノズルにつきましては、早急に再配備を進めるとともに、今後有効な盗難防止対策を検討してまいります。

次に、北前船の寄港地として本市が日本遺産に登録されましたことにつきまして御報告を申し上げます。文化庁より日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」への本市の追加登録が認められ、先月6月28日に北海道釧路で開催された第34回北前船寄港地フォーラムの前夜祭において、同時に追加認定となった福井県美浜町、岡山県岡山市と共に日本遺産への認定登録をいただいたところであります。本市には、北前船の寄港の様子を伝える数多くの資料が残るほか、塩谷や岩船、瀬波などには、かつて北前船の寄港地としてにぎわいをみせた様子を伝える建物や町並み、祭り行事があり、当時の姿と繁栄の様子を今に色濃く残しています。北前船寄港地・船主集落の日本遺産には、このたび追加認定をいただいた本市を含めた3自治体を含め全国52自治体に登録されているわけでありますが、新潟県では、本市のほか、新潟市、長岡市、佐渡市、上越市、出雲崎町の6自治体に登録されているところであります。今後全国の自治体と連携しながら、日本の近世、近代における文化、経済を支えた貴重な歴史的遺産を守り、後世に伝えるとともに、本市の貴重な歴史的宝として活用を図りながら、地域活性化に向けた取組を進めてまいります。

次に、帆船BLUE OCEANみらいへの岩船港への寄港について御報告申し上げます。2025年大阪・関西万博スペシャルサポーターである帆船BLUE OCEANみらいへが本年、令和6年8月23日に岩船港に寄港することとなり、翌24日には入港歓迎セレモニーを開催することといたしております。寄港に際しましては、本市の食を通したイベントや物販ブースの設置、船内見学のほか、北前船の寄港地として日本遺産に認定されたことを記念した北前船日本遺産紹介ブースの設置など、にぎやかな歓迎イベントとしての実施を企画いたしております。来年に開催が迫る大阪・関西万博の機運を一層盛り上げてまいりたいと考えているところであります。岩船港は、北前船の寄港地として歴史もあるほか、洋上風力発電事業のためのオペレーションとメンテナンス、O&M港として今後の活用が大きく期待される重要な港湾であります。このたびのまたとない機会を通じ、大阪・関西万博の効果を本市へとつないでいくとともに、岩船港のさらなる活性化と本市経済の進展に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4　報第13号　専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君）　日程第4、報第13号　専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長　高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君）　ただいま上程をいただきました報第13号につきまして御報告を申し上げます。

報第13号は、50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしたものであります。

本件は、令和6年4月21日に大津地内の市道大津44号線で発生した消防車両の接触事故であり、消防団員が消防用ポンプ軽積載車で直進中に左側から後退しながら道路に進入してきた相手方車両と接触し、双方の車両が破損したものであります。本件は、両者の安全確認が不十分であったために発生したものでありますが、相手方が直進車に配慮する義務があることから、その過失割合を市側20%、相手方80%とし、相手方車両修繕費の責任額として4万3,505円を賠償するものであります。

本件につきましては示談が成立したことから、このたび報告するものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

---

日程第5 議第70号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第4号）

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第70号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第70号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,300万円を追加し、予算の規模を369億400万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、令和6年第2回定例会初日に御議決をいただきました、定額減税において減税額に満たない納税状況にあると見込まれる方に対する調整給付金であります定額減税補足給付金について、第2回定例会初日に御提案した補正予算額に不足が生じることから、このたび追加をお願いしようとするものであります。第2回定例会初日に御提案した補正予算の額の積算において、定額減税補足給付金、いわゆる調整給付金を試算する際、本来試算する際に反映させなければならなかった住宅借入金等特別控除など所得税における税額控除を反映せずに積算をいたしておりました。実際の給付に際し、これを反映して再度積算したところ、給付対象者及び給付額が増加し、予算が不足することが明らかとなったものであります。第2回定例会初日に本件に係る補正予算を御提案した際の定額減税補足給付金の給付対象となる方に対する給付スケジュールは当初予定した工程で進めているところでありますが、給付に係る予算に不足が生じることから、このたび御提案申し上げた次第であります。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で定額減税補足給付金に係る国からの補助金として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,300万円を、歳出におきましては第3款民生費で定額減税補足給付金の不足分5,300万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第70号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第1 議員発議第11号 姫路敏議員に対する辞職勧告決議

○議長（三田敏秋君） お諮りをします。

川村敏晴君から議員発議第11号 姫路敏議員に対する辞職勧告決議が提出されております。

この議員発議第11号を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、この議員発議を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、議員発議第11号 姫路敏議員に対する辞職勧告決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、姫路敏君は除斥の対象となりますので、姫路敏君の退席を求めます。

〔16番 姫路 敏君退席〕

○議長（三田敏秋君） 提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

15番、川村敏晴君。

〔15番 川村敏晴君登壇〕

○15番（川村敏晴君） ただいま上程されております議員発議第11号について、提案理由の説明を申し上げます。

姫路議員は、令和4年2月に新型コロナウイルスに関する補助金をだまし取った疑いで逮捕され、自ら議員を辞職いたしました。そして、同年3月、他の補助金も詐取した疑いと村上市議会百条委員会の採決に絡み贈賄を申し込んだ疑いで再逮捕され、裁判では1審、2審とも有罪判決、そして令和6年7月1日に最高裁は上告を棄却する決定を下し、懲役2年6か月、執行猶予4年の判決が確定いたしました。

村上市議会基本条例第3条で議員の活動原則を定めており、そこには「高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つ」とあります。しかし、今回の行為は市民の信託を受けた市議会議員として著しく自覚を欠き、大変恥ずべきものであると考えます。このことは議員一個人の問題にとどまらず、村上市議会に対して市民の信頼を著しく失墜させるとともに、議会の品位と権威を大きく傷つけたことによる社会的・道義的責任は極めて重く、断じて許されるもの



ではありません。よって、姫路議員は今回の判決の決定を受け、自らの意思と責任により直ちに議員を辞職することを村上市議会として強く求めるものであります。

そして、この辞職勧告提案文に補足して、さらに追加説明をさせていただきますが、議員の皆様にしっかりと御理解いただきたいことは、今年1日の最高裁の上告棄却の決定で姫路議員のコロナ補助金詐欺と、村上市議会百条委員会の採決に関する贈賄の犯罪行為が有罪として確定し、先ほども言いましたが、懲役2年6か月、執行猶予4年の刑が確定したわけであります。執行猶予ということは、今年の7月1日から4年間の間に姫路議員が再び禁固刑や懲役刑の実刑判決を受ければ、直ちに執行猶予が取り消され、実刑になるという現状であるということであります。すなわち姫路議員自身が犯した犯罪が無罪になったということではありません。そんな状態で4月の村上市議会選挙で当選をしましたが、これをみそぎ選挙で当選したのだから、罪がなくなった、そして議員活動をしているというふうな思い違いをしている議員の皆さんがいたら、真実を直視していただきたい。私は、そこを強く皆様をお願い申し上げます。

私が考えるところ、懲役2年6か月、執行猶予4年の刑が確定したということは、罪を償うために執行猶予の4年間、自らの身を清らかに生活し、自分が犯した罪を心から悔い改め、二度と罪を犯さないための生活をしながら、執行猶予の刑を全期満了し、そしてその後市議会選挙に立候補したければ立候補し、有権者の皆様の審判を仰ぎ、当選をして、初めてみそぎ選挙で市民の方々から信任を得たと言えるのではないのでしょうか。私はそのように考えます。これが議員としての正義ある倫理観であり、議員が取るべき行為であると考えております。ましてや姫路議員の犯した村上市議会における百条委員会設置議案に対して、姫路議員は自分自身が望む結果とするため、当時同僚議員に対して、お金を用いて姫路議員の望む投票をする、または採決当日の議会を欠席するように、このように企て、しかしながらそれは失敗に終わったわけであります。私たち市会議員が最も慎重に判断し、投票しなければならない議案の採決を、現職議員でありながら、姫路議員は自ら冒涇をし、犯しておきながら、執行猶予の4年間の罪をまだ償ってはいないのです。この間に村上市議会の神聖なる決議行為に参加していることは、村上市民に対しても到底許されることではないと私は考えております。

どうか良識のある村上市議会議員の皆様をお願い申し上げます。いまだ罪の償いが終わっていない者に自らの辞職判断をもって即刻この良識の府たる議場から退出していただくことを全会一致で御判断いただくことを心からお願いを申し上げ、姫路議員に対する辞職勧告の提案理由とさせていただきます。以上の議案を別紙のとおり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

賛成者は、尾形修平議員、大滝国吉議員、渡辺昌議員、鈴木いせ子議員、小杉武仁議員、鈴木一之議員、富樫雅男議員、長谷川孝議員、河村幸雄議員、佐藤憲昭議員、高田晃議員、そして提出者は私、川村敏晴でございます。

どうぞ皆様の良識を信じております。よろしく御判断お願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君から本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。

この申出を許可することについて、ボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、姫路敏君の一身上の弁明の申出に同意することは否決されました。

提出者は議員答弁席へ移動願います。

これから質疑を行います。

4番、富樫光七君。

○4番（富樫光七君） 川村議員、御苦労さまです。では、質問させていただきます。3つあります。

まず、1番目、昨年10月の新潟地裁の判決で、有罪が姫路さんに言い渡されました。当時姫路さんは、その判決を不服として、高等裁判所に控訴しました。それでも、判決は覆りませんでしたので、次に最高裁判所に上告しました。それでも、判決は覆えらず、今回の有罪確定となりました。そこで、もし姫路さんが昨年10月の新潟地裁で出された有罪判決を認めて、控訴も上告もしなければ、それで今回の刑事裁判は終わっていたと思います。つまり昨年10月の新潟地裁の判決を認めて、選挙で立候補して当選してきたら、今回の辞職勧告決議は出されなかったと思いますが、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 川村議員。

○15番（川村敏晴君） 先ほどの提案理由にも申し上げました。多分昨年の地方裁で姫路議員が上告しなくても、執行猶予付きの判決が下っていただろうと思います。先ほども申し上げましたが、執行猶予期間とは無罪ではありません。その執行猶予期間をしっかりと真面目に生活し、その後立候補されて、当選したのであれば、当然辞職勧告など出す必要はございません。

○議長（三田敏秋君） 富樫光七君。

○4番（富樫光七君） ありがとうございます。

2番目の質問です。姫路さんが新潟地裁の判決が不満で、控訴、上告したのは、詐欺罪の件ではなく、贈賄罪の件であります。それなのに、新聞でも詐欺罪の件だけを大きく取り上げておりますが、そもそも詐欺罪の件では争うことなく、裁判当初より認めております。繰り返しになりますが、姫路議員が不服として控訴、上告の対象とした判決は贈賄罪であります。恐らく新聞社もそのことを知らないと思います。ですから、あのような新聞記事の書き方になっていると思います。姫路議員もさぞかしがっかりしていると思います。そのことは、川村議員も知っていましたか。

○議長（三田敏秋君） 川村議員。

○15番（川村敏晴君） 詐欺罪であれ、百条の贈賄罪であれ、罪は罪です。確定したものについて、我々議員としていかに倫理的に行動すべきかを今回の辞職勧告は問うているものであります。

○議長（三田敏秋君） 富樫光七君。

○4番（富樫光七君） 最後の3つ目の質問です。

姫路さんは、昨年10月に言い渡された新潟地裁の判決を不服として、刑事裁判では判決が覆るのは0.1%しかないと言われながらも、高等裁判所に控訴、その後最高裁判所に上告しました。しかも、市民には、納得いかない判決には最後まで判決で闘っていきますということを昨年11月の姫路さんが市内全域に配布して、市民に伝え、周知したおわび報告文に書いてあります。選挙前に事件の内容、裁判の判決内容、裁判に対する今後の対応を市民にしっかりと伝えてあります。今回の選挙でも、刑事事件の内容と裁判の状況をオープンにして市民に伝えた上での立候補して当選しております。このことについて、どう思いますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 川村議員。

○15番（川村敏晴君） 私どもがこの辞職勧告を提出したのは今であります。これは、最高裁が上告棄却をして、姫路議員の詐欺罪及び贈賄罪が確定したことを受けてのことです。今まではその審議過程であるという認識であります。

○4番（富樫光七君） 終わります。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 川村議員、大変御苦労さまでございます。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

今後のことというか、仮定のことになるので、ちょっとお答えしにくいかもしれませんが、どうなるか分かりませんが、辞職勧告決議、賛同者12人いらっしゃいますので、素直に考えれば決議通るのではないかなというふうに考えておりますし、姫路議員のこの間のいろいろ御意見聞いてみると、やはり辞職ではなくて、きちんと議員活動を行って、襟を正して議員活動をしっかり行って市民の信頼を得ると、市民と市政のために頑張っていきたいと、どうもそういう方向でいくのではないかなという気がいたします。そうなった場合、勧告が通って、しかも御本人辞職しなかった場合、私がやっぱり危惧するのは、どうもその後の議会活動がぎすぎすするというか、円滑に進まない、それが一番危惧しているところなのですが、それぞれの言い分、それぞれのといいますか、市議会の意思決定もありますし、また議員としての意思決定もありますけれども、それが違う方向へいった場合、それでも私はやはり議員総体としては本来の役割を果たせるように、円滑な運営、ぜひ行ってもらいたいなと思っているのですけれども、その辺川村議員の御意見いかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 川村議員。

○15番（川村敏晴君） 先ほどの提案理由にも申したつもりではありますが、犯した罪に対してしっか

りとその償いを済ませ、その後に市民の信託を受けて当選される、これが議員として私が許せる立場だと思っております。それでない限り、やはり速やかに辞職をもって、この議会の議会運営の安定性を彼自ら判断していただきたい。上村議員にもそれを御理解いただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） すみません、確認です。

辞職勧告決議案が通りました、姫路議員がしっかり議員活動をやりたいので、辞職はしませんが、そういうことになる可能性もあるわけですね。そうなった場合は、そうするとまた辞職勧告決議案を再度、辞めるまで出していく、そういうことになるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 川村議員。

○15番（川村敏晴君） 私は、そのように考えております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 以上で終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 賛成か、反対か。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 5番、上村正朗君。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） いや、反対から。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） 新緑会の上村正朗でございます。ただいま川村敏晴議員から11人の賛成者の署名とともに提出された姫路敏議員に対する辞職勧告決議について反対の立場から討論を行いたいと思います。

まず初めに、先ほど行われた本議会の採決で、姫路議員の弁明が許可されませんでした。辞職勧告決議というのは、市民から信託された議員の立場を自ら失う、辞める、そういう非常に大事な、私は重大な内容のある決議だと思いますので、事前に当該議員本人の弁明を聞くことは当然のプロセスではないかと思います。村上市議会基本条例第12条、議会運営では「議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない」と定めています。議員各位の御判断は最大限尊重させていただきますが、当該議員の弁明の機会を設けない議会運営については、この条例の理念から見ていかなものかと思わざるを得ないことをまず最初に申し上げたいと思います。

では、本題に入ります。御案内のとおり姫路敏議員に係る事件については、詐欺及び贈賄の罪により、令和5年10月に懲役2年6か月、執行猶予4年の新潟地裁判決があり、同判決を支持する東京高裁判決を経て、本年7月に最高裁が姫路議員の上告を棄却して、地裁判決が確定したものでございます。本決議は「村上市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させ、品位と権威を傷つけたことによる社会的・道義的責任は極めて重く、断じて許されるものではない」とし、「自らの意思と責任により、直ちに市議会議員を辞職することを村上市議会として強く求めるものである」としています。この決議の市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させ、品位と権威を傷つけた社会的・道義的責任は極めて重く、断じて許されるものではないという部分には、私も完全に同意をいたします。私のもとにも多くの市民の方から、同じ立場で意見がたくさん寄せられております。姫路議員には真摯な反省を求めるとともに、私自身も議員としての日々の在り方について厳しく見詰め直す必要があると感じているところでございます。

しかしながら、決議の結論である、市議会議員を辞職することを村上市議会として強く求めるものであるということには、以下の理由から反対するものでございます。理由の第1です。姫路議員は、令和4年2月16日に逮捕され、6日後の2月20日に議員を辞職しています。それ以来、本年4月の市議会議員選挙で当選するまで2年2か月が経過しております。この間、市議会議員としての地位を失い、議員としての活動ができなくなることに加えて、多くの友人や支援者が去り、広範な市民からの批判を受け、地域社会の様々な集まりに加わることもできなくなるなど、社会的な制裁を受けてまいりました。この間心身の不調に陥り、一時は自殺を考えたこともあると本人から聞いております。この2年2か月、社会的制裁を受けてきた、そしてこれからも市民からの批判等について受け続けなくてはならない姫路議員に対して、ここで再度議員辞職を求めることは、私には酷に過ぎるものでないかと感じられるところでございます。

理由の第2点です。本件のような場合、市議会議員としての責任の取り方は2つあると考えます。1つは、決議のいうとおり議員を辞職すること。最高裁で有罪が確定したのだから、議員を辞める、もちろん法的には辞める必要はないわけですが、自ら議員を辞める、犯罪を犯して裁判で有罪になった人は議員のような公職に就くことはできないという教訓を社会に示す、これも1つ大切な考え方であると思います。もう一つは、事件を起こし、罪に問われたことを真摯に反省して、市民と村上市のために全力を尽くすことであります。この場合、真摯な反省と議員としての誠実な活動が今後4年間しっかり継続されることを条件として、罪に問われた議員も含めて活動していくことが議会の在り方の一つではないかと思えます。

私は、以前の職場、県庁や新発田市役所で、罪に問われた方、刑務所から出所された方、執行猶予付きの有罪判決を受けた方、数々の罪に問われた人の社会復帰や社会参加の仕事に携わってまいりました。その経験と私自身の価値観に基づいて、この際排除ではなく、社会的包摂の道を私は選択したいと思えます。

以上、所見を述べさせていただき、本議案に対する反対討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論はございませんか。

2 番、佐藤憲昭君。

〔2 番 佐藤憲昭君登壇〕

○2 番（佐藤憲昭君） 令和新風会の佐藤憲昭です。私は、議員発議第11号 姫路敏議員に対する辞職勧告決議につきまして、賛成の討論をいたします。

姫路議員の詐欺罪及び贈賄確定の経緯につきましては、会派長である川村議員が提出した辞職勧告決議書のとおりであります。姫路議員の逮捕から本年7月1日の判決の確定、またその後の対応について、多くの市民や市外の方からも問合せがありました。

ここであえて確認をしておきますが、公職選挙法第11条の規定により、被選挙権を失うのは執行猶予がつかない禁錮刑以上の刑が確定した場合であり、執行猶予付きの刑の場合、議員資格を失うことはございません。しかしながら、新潟地方裁判所の小林裁判長は、詐欺については、犯行の中心的な役割を果たし、悪質かつ巧妙だ。自らの立場を省みずに犯行に及んでいて、非難を免れない。贈賄については、市政の公正さに対する市民の信頼を大きく裏切るものだとし、2審の東京高等裁判所においても支持されました。

この犯罪は、村上市議会が市民の信託に応え、市民の福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展を目的とした村上市議会基本条例に抵触しているだけでなく、一般条項である民法90条の公序良俗に反するものであると考えます。地方自治といえども、村上市だけで持続可能な行政運営は不可能です。周辺自治体や新潟県、国、そして関係機関、団体との協力の下において住みよい郷土の建設が可能となります。その根底となるのが人と人との信頼関係であり、一刻も早く市民の信頼と市政のイメージを回復しなければなりません。

以上のことから、上程されました議員発議第11号について賛成するものでございます。御清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論はございませんか。

9 番、小杉武仁君。

〔9 番 小杉武仁君登壇〕

○9 番（小杉武仁君） 9 番、小杉武仁でございます。姫路敏議員に対する辞職勧告決議案の賛成の立場で討論をいたします。

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って市政の発展と住民福祉の向上に努めなければなりません。これまで長年にわたり姫

路議員も議員活動を通じて市政への政策提言など多くの功績を残されてきましたことには敬意を表しております。また、後輩議員への指導にも尽力いただき、私自身も本当に大変お世話になってまいりました。

しかし、姫路議員は令和4年2月16日に詐欺罪で逮捕、同年3月8日にも同様の容疑で再逮捕され、さらには同年3月30日に賄賂を申し込んだとして贈賄罪でも逮捕された後に起訴されました。テレビや新聞等で繰り返し大きく報道されて事件を知ることになりましたが、衝撃的な報道により、村上市や市議会に対する市民の信頼を失墜させたと感じております。我々議員には、裁判の決着とは別に政治的、道義的な責任が厳しく求められており、いかなる理由があろうとも、これほど市民を巻き込んで混乱を招いた事実は許されるものではないと捉えています。4月には改選も行われましたが、先般7月1日付の最高裁判決を受け、以降議会においても議論がなされることは当然のこととも感じられます。

これらのことから、私たちの任期中に責任を持って政治倫理の観点からも問題解決に向けて考えていかなければなりません。よって、姫路敏議員に対し自らの意思と責任により市議会議員の職を辞することを強く求め、このたびの辞職勧告決議案に賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員発議第11号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議員発議第11号は原案のとおり可決されました。

姫路敏君を入場させてください。

〔16番 姫路 敏君入場〕

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君に申し上げます。

一身上の弁明については、許可されませんでした。

また、議員辞職勧告決議は可決されましたので、告知をいたします。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和6年第3回臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午前10時50分 閉 会